ASAK

Insight Review

認定経営革新等支援機関（No.100623005401）

【発行元】 ASAK浅岡会計事務所
ASAK佐々木不動産鑑定士事務所
ASAK社会保険労務士事務所
ASAK行政書士事務所
ASAK財産コンサルティング㈱
ASAKビジネスコンサルティング㈱

【発行日】 2026年11月1日　No.232

年末調整の資料は、11月中旬までに！

先月号でもご案内させていただきましたが、年末調整を行う時期となりました。もう既に、お手元に保険料控除証明書や国民年金の控除証明書などが郵送で送られてきているかと思います。

税務署指定の書類、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 （マル扶）」や「給与所得者の保険料控除申告書 （マル保）」などの書類と合わせて、**11月20日頃までにはご準備をお願いいたします。**

年末調整の必要書類

1	**令和9年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 （マル扶）**
2	**令和8年分 給与所得者の保険料控除申告書 （マル保）** **＜下記の証明書類は、申告書と原本のご提出をお願いいたします。＞** **・生命保険、地震保険、小規模企業共済等掛金の保険料控除証明書** **・国民年金の控除証明書又は、納付済み領収書** **・今年度に支払った国民健康保険の金額の分かるもの**
3	**令和8年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書 （マル基配特所）**

§．下記について、対象となる方はご準備をお願いいたします。



4	今年度に入社した人は、**前の会社の源泉徴収票**
5	**マイナンバーカード及び本人確認書類のコピー** ・過年度の年末調整の際にマイナンバーを提出しなかった方（ご本人、扶養親族の分） ・本年に入社された方（ご本人、扶養親族の分） ・本年に結婚や出産などにより扶養親族が増えた方（扶養親族の分）
6	**住宅借入金控除のある方（2年目以降）** ・最初の年に税務署から届いている住宅借入金等特別控除申告書 ・銀行から届く年末借入金残高証明書 ※ 令和8年中に住宅等を購入され、住宅借入金控除を初めて受ける方は、**確定申告**が必要となります。

★ 今回の年末調整の必要書類・年末調整の対象者や変更点については、前月号（231号）に掲載していますので、そちらを参照ください。

CONTENTS

年末調整の資料は、
11月中旬までに！・・・・・・・・・・・P.1
年末調整の必要書類・・・・・・・・・・P.1
美術品の減価償却が
「200万円未満」へ
対象拡大の見込み・・・・・・・・・・ P.2
非上場会社などに
「実質的支配者」の
届出義務を新設へ・・・・・・・・・・・P.2
成長投資への融資を後押し！
政府が金融支援策を検討・・・・・・P.3
所得税の予定納税額の
減額申請（第2期分のみ）・・・・・・P.3
年末までに確認したい
個人の所得税の控除と対策・・・・P.4
健康保険の被扶養者資格の
再確認があります
（協会けんぽ）・・・・・・・・・・・・・・ P.5
11月度の税務スケジュール ・・・・ P.5
今月の名言録・・・・・・・・・・・・・・・・P.6
無料相談会実施中・・・・・・・・・・・・P.6

最新情報は
ASAKのX（旧ツイッター）も
ご利用ください！

随時更新しますので
フォローして下さい！



年末調整に関するお知らせ

● 弊所へ年末調整業務の委託をしていただいているお客様には、別途、各担当者からご案内させて頂きます。

資料のご準備の目途・・・・・遅くとも11月20日頃までにはお願いします。

美術品の減価償却が「200万円未満」へ対象拡大の見込み

国税庁は、美術品等を減価償却資産として取り扱う取得価額の基準を、原則として1点100万円未満から200万円未満へ引き上げる通達改正案を公表しました。2026年11月28日まで意見募集が行われており、現時点では確定前の内容です。

◆ 何が変わるのでしょうか？

今回の改正案では、2027年1月1日以後に取得する美術品等について、減価償却できる範囲が次のように広がる予定です。ただし、歴史的希少価値があり、代替性のない古美術品等や、時間が経過しても価値が減少しないことが明らかなものは、金額だけで判断できません。一方、基準額以上でも価値の減少が明らかなものには例外があります。

1点当たりの取得価額	現行	改正案
100万円未満	原則として減価償却できる	
100万円以上200万円未満	**原則として減価償却できない**	**原則として減価償却できる**
200万円以上	原則として減価償却できない	

◆「購入代金を一度に経費にできる」という意味ではありません

減価償却とは、事業に使用する資産の取得費用を、耐用年数などに応じて、各年・各事業年度に配分する仕組みです。例えば、事業用の応接室に飾るために150万円の絵画を購入した場合、改正後は、一定の条件の下で減価償却の対象となりますが、購入した年に150万円全額を経費にできるということではありません。また、個人的な鑑賞用の購入と、事業に必要な資産の取得は区別して考える必要があります。

◆ すでに持っている美術品も対象になる場合があります

改正案には、2027年1月1日より前に取得した美術品等についても、新基準では減価償却資産となる場合があります。一定の要件を満たすものを対象に、償却を認める経過措置が設けられるようです。法人の場合には、2027年1月1日以後最初に開始する事業年度に事業で使用していることなどが条件です。例えば3月決算法人では、2027年4月1日開始の事業年度が該当します。個人についても、一定の保有美術品等を2027年1月1日から減価償却資産として取り扱える案となっています。これは、あくまで通達改正後の年度において適用されるもので、過去の購入年までさかのぼって経費にする取扱いではない点には注意してください。

◆ 購入予定・保有作品を確認しましょう

会社や事業所で絵画・彫刻・工芸品などを使用している場合は、次の資料を整理しておくと確認が円滑です。

- 作品名、種類、購入日、取得価額
- 請求書や領収書などの購入資料
- 展示場所、使用目的、使用開始日
- 固定資産台帳への登録内容と、これまでの税務処理



特に、取得価額が100万円以上200万円未満で、これまで減価償却していなかった美術品等は、今回の見直しによる影響を確認しておきましょう。これから購入を検討されている方や、すでに事業用の美術品を保有されている方は、取得時期や使用状況によって取扱いが異なりますので、当事務所へお気軽にご相談ください。

非上場会社などに「実質的支配者」の届出義務を新設へ

政府は、「法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律案」を閣議決定し、国会に提出しました。法人の背後で実際に経営を支配する人を把握し、マネー・ローンダリングなどへの悪用を防ぐことが目的です。現時点では法律案の段階であり、届出義務が始まっているわけではありませんが、今後の動向には注視していきましょう。

◆「実質的支配者」とは？

実質的支配者は「BO（Beneficial Owner）」とも呼ばれ、法人の事業経営を実質的に支配する人をいいます。株式会社などでは総議決権の25%超を直接または間接に保有する個人などが該当します。代表取締役や株主名簿上の筆頭株主だけを確認すればよいとは限らず、他の法人を通じた保有関係も含めて確認することが重要なのです。

◆ 多くの中小企業も対象になります

法律案では、原則すべての国内法人等（上場企業等を除く）について、実質的支配者の情報を把握し、法務局へ届出る仕組みが設けられます。一般的な非上場の株式会社や合同会社など、中小企業にも広く関係する内容です。現在も株式会社を対象とした任意の「実質的支配者リスト制度」がありますが、新制度では情報の把握と届出が義務となる点が大きな違いです。

◆ いつまでに、何を届け出る？

法律案で示された主な内容は、次頁右表のとおりです。施行日や具体的な手続きが公表されたら、早めの準備が必要です。

◆ 届出をしない場合の罰則措置も設けられます

法律案には、届出義務違反などに対する罰則等が盛り込まれています。また、届出期限から3年を経過しても届出をしない場合には、登記を閉鎖する措置などを命じることができる規定も設けられています。「休眠状態の会社だから関係ない」と判断せず、自社が対象となるかを確認する必要があります。

項　目	法律案の内容
届出すべき情報	実質的支配者の氏名、住所、生年月日、国籍等
新設法人の届出期限	原則として法人の成立等の日から30日以内に届出
既存法人の届出期限	原則として法律の施行日から30日以内に届出
情報に変更があった場合	変更に伴う届出も必要
施行時期	原則として公布日から1年6か月以内の、政令で定める日

◆ 今から確認しておきたいこと

① 株主名簿と議決権を整理
　現在の株主、保有株式数、議決権割合を確認し、実態と記録に相違がないかを点検
② 法人株主の先の保有関係も確認
　親会社や資産管理会社などが株主の場合は、その会社を通じて誰が間接的に支配しているかを確認できる資料を整理
③ 株式の異動を適切に記録
　相続、贈与、売買、事業承継などによる株式の異動が、株主名簿や関係資料に反映されているか確認

成長投資への融資を後押し！政府が金融支援策を検討

政府が、企業の成長投資を金融面から支える取組を進めています。先月「官民戦略投資連携フォーラム」の初会合が開かれ、17の戦略分野等への資金供給について、関係省庁と金融機関が協議を始めました。融資を進めるうえでの課題を整理し、制度や実務の見直しにつなげることが目的です。

◆「17の戦略分野」とは？

AIや半導体などの先端技術だけでなく、造船、食品、素材、物流、防災、コンテンツなど、幅広い産業が含まれています。具体的には、右の17分野です。

	戦略分野		戦略分野
①	AI・半導体	⑩	防災・国土強靱化
②	造船	⑪	創薬・先端医療
③	量子	⑫	フュージョンエネルギー（核融合）
④	合成生物学・バイオ	⑬	マテリアル（重要鉱物・部素材）
⑤	航空・宇宙	⑭	港湾ロジスティクス
⑥	デジタル・サイバーセキュリティ	⑮	防衛産業
⑦	コンテンツ	⑯	情報通信
⑧	フードテック	⑰	海洋
⑨	資源・エネルギー安全保障・GX		

◆ なぜ、銀行への支援が必要なのか

企業への融資を増やすには、銀行側にも安定した資金調達と、融資のリスクに応じた財務基盤が必要です。報道では、貸出の拡大に対して預金の伸びが追いつかず、一部の金融機関で融資余力が制約されることが課題とされています。政府は、銀行への資金供給と損失リスクの軽減を組み合わせ、成長投資に資金が回りやすい環境を整える考えです。

◆ 検討されている支援策のポイント

中心となるのが、日本政策金融公庫の資金を金融機関経由で企業に届ける「ツーステップローン」の拡充です。併せて、貸倒れ時に金融機関の損失の一部を国が補う「損害担保」の活用も検討されています。報道では2027年度中の運用開始を想定していますが、対象や条件などは今後の具体化を待つ必要があります。損害担保は金融機関を支える仕組みであり、融資を受ける企業の返済義務がなくなるものではありません。

◆ 中小企業にも関係する？

自社が先端技術を開発していなくても、戦略分野を支える部品加工、素材供給、製造装置、システム開発、保守サービスなどを通じて、事業機会につながる可能性があります。例えば、半導体製造装置向けの精密部品加工や、船舶用部品の製造、食品の新たな生産技術に対応した設備開発などです。自社の技術や製品が、どの分野の需要に応えられるかを整理してみましょう。ただし、関連する取引があるだけで融資支援の対象になるとは限らず、具体的な対象事業や要件の確認は必要です。

所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）

11月は、所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。

なお、この申請は、11月1日から11月15日まで（2026年は、11月16日まで）に行う必要がありますが、すでに第1期分は納税済みのため、提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

【予定納税とは】　前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めることとなっています。
なお、予定納税額は、確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算することとなります。

年末までに確認したい 個人の所得税の控除と対策



いよいよ年末も近づいて参りました。各種控除の適用漏れを防ぐため、ご家族の状況や年内の支払予定を確認してみてはいかがでしょうか。参考までに個人の所得税の対策として、下記事項について未実施であれば、検討されてみてはいかがでしょうか。

1. 別居する親などの扶養控除も確認

扶養控除は、原則として12月31日現在で判定します。16歳以上の配偶者以外の親族で、生計を一にし、年間の合計所得金額が62万円以下（給与のみなら年収136万円以下）などの要件を満たす場合が対象です。別居する親も、継続的な仕送りなどの実態があれば対象となります。

所得税の控除額は一般38万円、19～22歳63万円、70歳以上の別居親48万円です。配偶者は配偶者控除等で判定し、16歳未満の子には所得税の扶養控除はありません。家族間での重複申告にも注意しましょう。

2. 家族の医療費・社会保険料と過去の控除漏れについても確認



（1）医療費は「実際に支払った人」が集計

自分や生計を一にする家族のために、その年に実際に支払った対象医療費を集計します。控除額は、保険金等による補填額を差し引き、さらに10万円（総所得金額等が200万円未満ならその5%）を差し引いた額となります。なお上限額は200万円です。

（2）家族の国民年金などを支払った場合も確認

生計を一にする家族の国民年金などを実際に支払った場合、その全額が社会保険料控除の対象です。ただし、家族本人の年金から天引きされた保険料は、その家族本人の控除となります。控除を受ける人だけを自由に変更することはできません。

（3）控除漏れは、申告状況に応じて手続き

年末調整のみで確定申告をしていない方の還付申告は、翌年1月1日から5年間可能です。確定申告済みの場合には、原則として法定申告期限から5年以内に「更正の請求」という手続きを行います。税額等が変わらない場合などは、還付を受けられないことがありますのでご注意ください。

3. 小規模企業共済の加入・前納を検討

加入資格を満たす経営者等の掛金は全額所得控除となり、1年以内の前納掛金も対象です。例えば月額7万円の12か月分である84万円を年内に納付すれば、その84万円が所得控除の対象になります。

年内での納付可否を早めに確認してみましょう。なお、契約期間が20年未満での任意解約では、元本割れすることになるので注意してください。

4. 課税口座の上場株式等の含み損を確認

株式売却益がある場合、含み損のある株式を一旦今年中に売却し、損益通算することで税金を減らすことができます（配当との損益通算も可能）。その後、損出した株式を買い戻しても問題ありません。

ちなみに、損益通算後に譲渡損失が残る場合は、3年間繰り越しも可能です。控除しきれない損失の翌年以後3年間の繰越しには、取引のない年も含め継続した確定申告が必要です。また、同日中の同一銘柄の買戻しでは、取得単価の再計算により損失額が変わることがありますのでお気を付けください。なお、NISA口座の損失は対象外です。

5. ふるさと納税を最大限に活用

ふるさと納税とは、都道府県や市町村へ寄附をし、原則として自己負担額2,000円を除いた全額が、所得税及び住民税から控除されます。そのまま居住地へ納税するよりも、返礼品がある分だけはメリットがあるので、まだ活用されたことのない方にはお勧めです。ただし、所得に応じて限度額はあるので注意が必要です。



医療費控除や共済掛金控除などで限度額が変わるため、年末の見込みで再確認しましょう。

なお、医療費控除等のために確定申告する場合には、ワンストップ特例は無効となってしまいます。申請済みの寄附分も含め、すべて確定申告書に記載する必要があるのでご注意ください。

ワンストップ特例制度とは、一定の条件を満たせば確定申告をしなくてもふるさと納税の寄附金控除が受けられる便利な仕組みです。寄附した自治体に「特例申請書」と「本人確認書類」を郵送またはオンラインで申請するだけで、控除上限額内の寄附額のうち2,000円を差し引いた金額が住民税から全額控除されます。

健康保険の被扶養者資格の再確認があります（協会けんぽ）



全国健康保険協会（以下、「協会けんぽ」という）では、健康保険の被扶養者になっている人について、毎年一定の時期に被扶養者の要件に該当しているかの確認（以下、「再確認」という）を行っています。今年度についても、再確認のための被扶養者状況リストが、10月下旬から11月中旬にかけて、対象となる事業所に送付されます。

提出期限は、2026年12月11日です。従業員に被扶養者の要件を満たしていることが確認できる書類を準備してもらうケースもあると思いますので、早めに依頼しておきましょう。

◆ 再確認の目的と2025年度の実施状況

健康保険の被扶養者は、健康保険料を支払うことなく、一定の保険給付が受けられます。そのため、要件に該当しない被扶養者が被扶養者となっていることで、医療費が増加し、さらには前期高齢者納付金も不当に高くなり、その結果、会社や従業員が負担する保険料が増加することとなります。被扶養者資格の再確認は、それを防止する目的で実施されています。

昨年度（2025年度）の実施では、約18.9万人（2026年3月31日現在）が被扶養者から解除され、結果、6億円程度の前期高齢者納付金の負担削減効果が見込まれたと公表されています。被扶養者から解除となった主な理由としては、「就職して健康保険の資格を取得したものの、被扶養者から解除する届出を年金事務所へ提出していない」というものが多くを占めていたようです。

◆ 再確認時の注意点


記入方法（同封のリーフレットも併せてご覧ください）

健康保険被扶養者状況リスト

再確認は、協会けんぽから会社に送付されてくる被扶養者状況リストに従い、再確認時点で加入している被扶養者の一部について、その要件を満たしているかを、書面や口頭で、各被保険者（従業員）に対して行います。

再確認時の注意点として、被保険者と別居している被扶養者がいるケースでは、仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類を提出する必要があります（学生の場合は省略することが可能です）。

具体的には、振込の場合には預金通帳の写し、送金の場合は現金書留控えの写しなどが該当します。

11月度の税務スケジュール

内　　容	期　　限
10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納　期　限　　11月10日（火）
所得税の予定納税額の減額申請	申請期限　　11月16日（月）
9月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞	申告期限　　11月30日（月）
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
3月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）	
消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が4，800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（7月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞	
所得税の予定納税額の納付（第2期分）	納　期　限　　11月30日（月）
特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付	
個人事業税の納付（第2期分）	

今月の名言録

仕事と遊びを対立関係でとらえるのはやめよう。
遊びの活力を仕事にも生かし、遊ぶように働くのが理想。
遊びがまじめを活性化する。



人間は働く動物であると同時に、遊ぶ動物でもあります。
だから仕事イコール苦、遊びイコール楽と単純に考えて、どちらかを上位に置くような考え方を、私たちはそろそろ改めるべきだと思います。

遊びを仕事の対極に置く考え方はもう古く、遊びか仕事かという二分法も時代遅れではないでしょうか。
仕事が充実するから遊びの時間が楽しく、遊びの時間が生きているから仕事が活性化する。
この二つは対立事項ではなく補完関係にあるのです。

実際、すぐれた人は仕事を遊びみたいに楽しくこなしているものです。
遊び心いっぱいで楽しみながら仕事をしていることが多いもの。
むろん仕事には苦しいこともたくさんありますが、遊びのときに発揮される活力を仕事に生かすことはとても大切ですし、仕事に必要とされる創造性や想像力は、遊びによってもおおいに養われるものなのです。

ですから私たちは、うんと働き、うんと遊ぶべきです。
まじめが遊びを生かし、遊びがまじめを活性化するのです。　（「賢い人ほど失敗する」高原慶一朗著　PHP研究所刊）

無料相談会実施中！



現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。
随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっていますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願いいたします。

・新規にご開業される方、された方（開業支援、税務相談、社会保険相談など）
・現在の顧問先に不満をお持ちの方（税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など）
・相続でお困りの方（今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など）
・不動産の有効活用でお悩みの方　など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】〒460－0022
愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL：052－331－0135・0145　FAX：052－331－0167
https://asaoka-kaikei.com/

【四日市オフィス】〒510－0105
三重県四日市市楠町南川8－1
TEL：059－397－8650　FAX：059－397－8651

本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士　浅岡　和彦
不動産鑑定士　佐々木　勝己
社会保険労務士　松永　裕美